

第19期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- 事業報告
主要な営業所
使用人の状況
会社の新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- 計算書類
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

上記に記載した箇所につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたい事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

主要な営業所（2026年2月28日現在）

① 当社

| | |
|-----------------|---------------------------------|
| 本社 | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 |
| 横浜オペレーションセンター | 神奈川県横浜市西区楠町4番地7 横浜楠町ビル3階 |
| さいたまオペレーションセンター | 埼玉県さいたま市浦和区北浦和四丁目5番5号 北浦和大栄ビル5階 |
| 大阪オペレーションセンター | 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番32号 ダイビル本館19階 |

② 子会社

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託 | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 |
| 株式会社中央グループ | 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目4番15号 |
| 株式会社サムポローニア | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 |
| 株式会社New Deal | 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階 |

使用人の状況（2026年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|-----------|-------------|
| 金融ソリューション事業 | 79 (72) 名 | 6名増 (20名減) |
| 不動産ソリューション事業 | 63 (24) | 7名増 (1名増) |
| 建築ソリューション事業 | 93 (11) | 24名増 (5名増) |
| 土業ソリューション事業 | 46 (2) | 8名増 (3名減) |
| 全社 (共通) | 33 (5) | 1名増 (3名減) |
| 合 計 | 314 (114) | 46名増 (20名減) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて46名増加しましたのは、主に受注増加に伴う、株式会社中央グループの子会社PRECISION ADVANCE DRAFTERS COMPANY LIMITEDの新規オフィス開設によるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 152 (89) 名 | 6名増 (22名減) | 41.4歳 | 5.4年 |

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び人材派遣会社からの派遣社員は () 内に外数で記載しております。

会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 2025年6月24日付取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

第8回新株予約権

| | | |
|------------------------|----------------------------|---|
| | | 第8回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 2025年6月24日 |
| 新株予約権の数 | | 15,741個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式1,574,100株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり100円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり131円 |
| 権利行使期間 | | 2028年6月1日から 2040年7月31日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員の保有状況 | 当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) | 新株予約権の数 15,741個 目的となる株式数 1,574,100株 保有者数 3名 |

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

① 新株予約権者は、2028年2月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が1,000百万円を超過し、かつ、新株予約権者が当社と締結する割当契約書において定める、当該新株予約権者が担当する事業の業績達成条件を満たした場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 上記①の条件に加えて、新株予約権者は本新株予約権の割当日から2028年5月末日までの期間において、当社の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の時価総額（次式によって算出するものとする。）の平均値が一度でも100億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝東京証券取引所における当社普通株式の終値×当社発行済株式数（自己株式を除く）

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられた場合、当社等の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社等に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合、当社等の業務命令によらず、または当社等の書面による承諾を事前に得ず、当社等以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合、当社等に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑧ 当社等の承諾を得て、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
2025年6月24日付取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

第8回新株予約権

| | | | |
|------------------------|----------|-----------------------------|----------|
| | | 第8回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2025年6月24日 | |
| 新株予約権の数 | | 3,073個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式307,300株 | |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり100円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株当たり131円 | |
| 権利行使期間 | | 2028年6月1日から 2040年7月31日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 使用人等への交付状況 | 当社子会社取締役 | 新株予約権の数 | 3,073個 |
| | | 目的となる株式数 | 307,300株 |
| | | 交付者数 | 4名 |

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

① 新株予約権者は、2028年2月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が1,000百万円を超過し、かつ、新株予約権者が当社と締結する割当契約書において定める、当該新株予約権者が担当する事業の業績達成条件を満たした場合にのみ、これ以降本株予約権を行使することができる。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 上記①の条件に加えて、新株予約権者は本株予約権の割当日から2028年5月末日までの期間において、当社の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の時価総額（次式によって算出するものとする。）の平均値が一度でも100億円を超過した場合にのみ、本株予約権を行使することができる。

時価総額＝東京証券取引所における当社普通株式の終値×当社発行済株式数（自己株式を除く）

③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本株予約権の行使は認めない。

⑤ 本株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過すること

となるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられた場合、当社等の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社等に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合、当社等の業務命令によらず、または当社等の書面による承諾を事前に得ず、当社等以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合、当社等に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑧ 当社等の承諾を得て、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

第 9 回新株予約権

| | | 第 9 回新株予約権 |
|------------------------|----------|--|
| 発行決議日 | | 2025年 6 月 24 日 |
| 新株予約権の数 | | 4,364 個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 436,400 株 |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権 1 個当たり 100 円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1 株当たり 131 円 |
| 権利行使期間 | | 2028 年 6 月 1 日から 2040 年 7 月 31 日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 使用人等への交付状況 | 当社従業員 | 新株予約権の数 2,454 個 目的となる株式数 245,400 株 交付者数 12 名 |
| | 当社子会社従業員 | 新株予約権の数 1,910 個 目的となる株式数 191,000 株 交付者数 13 名 |

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

① 新株予約権者は、2028 年 2 月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が 1,000 百万円を超過し、かつ、新株予約権者が当社と締結する割当契約書において定める、当該新株予約権者が担当する事業の業績達成条件を満たした場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。また、当該損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照す

べき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（以下、「当社等」という。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 新株予約権者が拘禁以上の刑に処せられた場合、当社等の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社等に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合、当社等の業務命令によらず、または当社等の書面による承諾を事前に得ず、当社等以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合、当社等に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 当社等の承諾を得て、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2025年5月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 32,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記報酬等の額以外に、前任の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、監査業務引継ぎに係る報酬2,200千円を支払っております。

③ 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、「内部統制基本方針」を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

【内部統制基本方針】

当社は、経営理念、社是及び人事基本方針に適合した企業活動を通じ、健全な企業基盤を構築し、持続的な企業価値の向上を図るため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務並びに当社及び当社グループ子会社各社から成る企業集団（以下、当社グループという。）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、「内部統制の基本方針」という。）を整備する。

当社は、当社を取り巻く環境の変化に対応し、内部統制の基本方針を見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

経営理念

「共に育つ」

社是

「地域社会における役割、個人の成長、お客様の喜びを大切に多くの信頼に確かな知識と技術で応えて行きます」

人事基本方針（目指す姿）

「取締役及び使用人一人ひとりが、高い専門性、協調性を持ち、自律し、変化を恐れず挑戦し続け、共に成長できる人間力豊かな人財となることで、社会情勢の変化や様々な価値観に対応し、新しい価値の創造に取り組み、当社の持続的成長を通じて社会に貢献し、人財の多様性（ダイバーシティ）を受け入れ、高い倫理観と信頼関係により、互いを理解し、感謝し、高め合い、尊重する風通しの良い企業風土を醸成し、誇りを持って働くことができる企業を目指す」

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令・定款及び社内規程を遵守し職務を執行する。
- ②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督する。取締役の職務の執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。
- ③内部監査室は「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄機関として継続的に内部統制システムの運用状況についての内部監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。
- ④取締役及び使用人の職務の執行に係る法令遵守上疑義のある行為等については「コンプライアンス規程」に基づき、通報及び相談の窓口としてヘルプラインを設置しており、また、定例委員会を開催し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。社内規程違反又は非違行為については懲戒委員会を開催し、具体的な処分を決定する。
- ⑤取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反・定款違反・社内規程違反及び不正行為の事実、又は当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、「懲戒規程」に従い直ちに管理部門担当取締役に報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。また、法令又は東京証券取引所の規則等に則り、必要な情報開示を行う。
- ③当社は、当社が保存及び管理する情報について、「情報セキュリティ基本方針」を定め、業務における情報システムの重要性を認識し、保有する情報資産を厳正に保護するため、管理体制の構築並びに情報セキュリティ関連規程の整備を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処すべく、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループの事業リスク及び個別リスクなどの予め想定されるリスクの把握を行い、危険発生時に必要な対応

方針と体制を整備し損失を最小限度にとどめるように努め、適切かつ継続的なリスク管理体制を整備し、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。

- ②取締役は、担当職務の執行に必要な経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会又は代表取締役社長に対して、重要な経営判断材料として提供する。使用人は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握し、分析及び評価を行った上で適切な対策を実施するとともに、リスクマネジメント状況を管理し、報告するものとする。
- ③コンプライアンス・リスク管理委員長は、不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものとする。
- ④当社は、大規模災害等の緊急事態発生時に、事業の早期復旧・再開を行うために、「事業継続計画（BCP）」を定め、適切な体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①各取締役の職務は、取締役会決議及びその他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
- ②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月1回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営委員会において事前に議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- ③取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算計画の達成に向けて職務を遂行する。また、各事業部門の業績報告と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社に子会社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、子会社の代表も当社のコンプライアンス・リスク管理委員会に参加するなど、当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ②当社が子会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規程」に定め、経営企画部長は、同規程に定める一定の事項等についての審議及び報告を求め、子会社は求めに応じて審議及び報告を行う。
- ③子会社は、当社の経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス管理上問題があると認められる場合には当社の監査等委員会に報告するものとする。
- ④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を経営企画部長へ報告するものとする。報告を受け

た経営企画部長は、法令及び社内規程に基づいて当社の監査等委員会に報告するものとする。

⑤その他、経営企画部長は、当社と同等の内部統制が整備されるよう子会社の指導を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適切に対応するものとする。

②当該使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

③当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務に係る業務を優先して従事するものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項①ないし③において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①取締役は、取締役会等の重要な会議において、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項についての報告を行う。監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

②取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を、法令及び社内規程に基づいて監査等委員会に報告するものとする。

③監査等委員は、内部監査室担当者と定期的に打合せを実施するとともに、必要に応じて取締役及び使用人等に対し報告を求めることができる。取締役及び使用人は、監査等委員から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

④子会社の取締役及び使用人は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為やその他の重要な事項を経営企画部長へ報告するものとする。経営企画部長は、法令及び社内規程に基づいて当社の監査等委員会に報告するものとする。

8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な

取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）につき当社に対して費用の前払いなどの請求をした際は、速やかにこれに対応する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会における監査等委員の半数以上は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- ②監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。監査等委員が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。
- ③監査等委員は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。また、監査等委員は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力に対して毅然たる態度を貫くことを社内に周知徹底する。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入して情報を取得し、必要に応じて警察当局や弁護士と連携して、反社会的勢力との取引の防止に努める。

II. 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

- ①当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び関連部門長及び子会社代表取締役で構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会を、3ヶ月に1回開催しております。当事業年度においては、事務事故トラブル、新設子会社の内部管理体制整備、子会社への業務委託に伴うレギュレーション対応、自主点検実施方法見直し、コンプライアンス研修の状況等について審議いたしました。
- ②コンプライアンスに関しては、法令等の遵守、様々なハラスメントへの注意喚起、情報管理、SNSの使用、インサイダー取引防止等についての研修をe-learningの活用や対面にて当社グループの取締役、監査等委員である取締役及び派遣社員を含めた全社員を対象に実施いたしました。
- ③取締役・監査等委員である取締役に対し、期待される役割や責務、必要とされる資質・知識等をテーマとした法律専門家による研修を実施することとしており、当事業年度においては、「コンプライアンスの真髄」と題して研修を実施いたしました。
- ④インサイダー取引防止策として、取締役会で重要事実あるいは重要事実該当するおそれのある議案の審議が行われた場合は、第三者へ漏洩しない旨を記載した誓約書を、取締役会の出席者全員に提出を義務づける運用を継続実施しております。
- ⑤年間計画に基づいて当社及び子会社を対象とした内部監査を実施し、その実施結果を監査等委員会及び取締役会へ報告いたしました。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

取締役会の議事録及び資料を含め、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に適切に記録し、安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ①「リスク管理規程」を制定し、管理本部担当取締役を委員長としてコンプライアンス・リスク管理委員会を開催しております。コンプライアンス・リスク管理委員会では、部門ごとに作成されたリスク管理表の共有を行い、業務遂行におけるリスク管理体制を検証及び

審議し、必要な体制の整備を図っております。

- ②事業継続計画（BCP）に関しては、非常事態に備え、緊急連絡体制や復旧活動における優先順位を予め定めており、人員・資機材の効果的な配分による早期復旧を実現するための体制構築に努めております。
- ③当社の主要な顧客については毎月の経営委員会でその債権回収状況を確認し、多額の貸倒損失の発生を未然に防止するよう管理に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

- ①経営委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成され顧問も出席し、月2回の頻度で開催しており、業務執行について情報と課題の共有を図ることで機動的な意思決定を行っております。取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む取締役6名で構成されております。当事業年度内に取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。
- ②指名・報酬委員会は監査等委員である取締役3名を含む取締役5名で構成され、委員長は社外取締役が務めております。当事業年度は、経営幹部に係るサクセッションプランの検討・育成計画の策定・実施状況報告について審議し、取締役会に答申いたしました。
- ③当事業年度も取締役会の実効性評価を行い、その集計結果から認識された課題及び今後に向けた取り組みについて取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。その結果、当社の取締役会は概ね適切に運営されており、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。引き続き、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に実効性の評価を行い、必要な議論を進めてまいります。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

- ①当社の一部の取締役及び執行役員が子会社の取締役及び監査役を兼務しており、取締役会では、子会社を含めた当社グループ全体の業務執行の状況等を確認・協議しています。
- ②「関係会社管理規程」を定め、子会社が取締役及び重要な使用人の人事及び重要事項の決定を行うときは、事前に当社に關係資料を添えて報告されております。また、株主総会議事録、取締役会議事録及び予算実績管理表等の重要書類が当社担当部署へ提出の上、報告されております。
- ③当社グループ間取引については、稟議決裁等により公平適正な契約内容であることを確認した上で実施を決定しております。
- ④ワークフローシステムを子会社においても導入し、業務の適正化、効率化を図っております。

す。

- ⑤子会社各社の事故・トラブル発生時の当社への報告体制を統一し、適時適正に事故・トラブルの発生内容を把握するよう努めております。
- ⑥当社の経理財務部による子会社各社の財務状況モニタリングを実施し、異常値を検出するなど非通例取引のチェック体制の構築及び運用を行っております。
- ⑦新設子会社の内部管理体制及び内部統制の整備・運用状況については、取締役会、経営委員会等の重要な会議において協議及び報告を実施しております。加えて、子会社間の業務移管を行う場合には、その目的、内容及びリスク等について取締役会等で協議・報告を行い、企業集団における業務の適正の確保に努めております。
- ⑧当事業年度における子会社の取引状況等を踏まえ、当社は、企業集団全体としての債権管理及び与信管理の状況について、親会社としてのモニタリングの重要性を改めて認識しております。子会社の金額的な重要性が高い得意先に係る債権回収及び与信の状況については、親会社へ定期的に報告を行う体制を構築し、必要に応じて取締役会等への報告を行っておりますが、管理体制の検証及び改善に引き続き取り組んでまいります。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項①ないし③において同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告するため、その他の監査等委員会への報告に関する取り組み状況

- ①「監査等委員会に対する報告義務規程」を定めて取締役及び使用人が監査等委員会に報告すべき事項及び報告方法を明確にするとともに、適宜、取締役が監査等委員である取締役との情報交換を行っているほか、監査等委員である取締役が出席する取締役会で、当社及び子会社の職務遂行に関する重要な報告がなされております。
- ②取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為等が発生した場合は、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
- ③監査等委員会から報告を求められた事項については、当社及び子会社の各取締役並びに各使用人が迅速に対応しております。さらに、監査等委員である取締役は、当社及び子会社の取締役、内部監査室並びに会計監査人と随時意見交換を実施し、積極的な情報収集に努めております。

7. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取り組みの状況

「監査等委員会に対する報告義務規程」において、監査等委員会に対し報告した者は不利な取扱いを受けないことを明記しております。

8. 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、当事業年度内に13回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、審議を行っております。

また、監査等委員である取締役は、会計監査人、内部監査室長や補助使用人と連携し、実効的・効率的に監査を行っております。

9. 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

①公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、外部機関から反社会的勢力に対する現状と対策について情報収集を適宜行っております。

②新規取引の開始にあたっては信用調査機関等の情報に基づく反社会的勢力への該当性チェックを実施し、問題がないことを確認しております。また、既存取引先についても定期的に反社会的勢力への該当性チェックを実施し、問題がないことを確認しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 676,677 | 791,517 | 2,631,828 | △548,271 | 3,551,751 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △261,788 | | △261,788 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | 189,442 | | 189,442 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | △72,345 | - | △72,345 |
| 当 期 末 残 高 | 676,677 | 791,517 | 2,559,482 | △548,271 | 3,479,406 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|----------|-------------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 4,548 | △83 | 4,465 | - | 3,556,217 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △261,788 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 | | | | | 189,442 |
| 株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額) | △3,638 | △771 | △4,410 | 18,570 | 14,159 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △3,638 | △771 | △4,410 | 18,570 | △58,185 |
| 当 期 末 残 高 | 909 | △855 | 54 | 18,570 | 3,498,031 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託
株式会社中央グループ
株式会社サムポローニア
PRECISION ADVANCE DRAFTERS COMPANY LIMITED
株式会社New Deal

② 主要な非連結子会社の名称等

株式会社中央プランニング
(連結の範囲から除いた理由)

当社からの出資が行われておらず、連結計算書類に及ぼす影響がないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社 株式会社中央プランニング
関連会社 Rising-Sun Software Solutions Inc.
(持分法を適用していない理由)

当社からの出資が行われておらず、連結計算書類に及ぼす影響がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲の変更又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社 New Dealを連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託の決算日は3月31日であり連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

また、PRECISION ADVANCE DRAFTERS COMPANY LIMITEDの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売数量に基づく償却又は販売可能な見込有効期間（3年以内）にて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は、以下のとおりです。

イ. 金融ソリューション事業

主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しており、これらの業務を提供することを履行義務とし、業務完了時点で収益を認識しております。

また、取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じてサービスを提供しており、業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資する役務を提供することを履行義務とし、業務完了時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産ソリューション事業

主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等取引の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。また、連結子会社の株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託では、主に税理士等の士業からの相談に応じ、不動産の調査から取引決済まで安全性の高い不動産オークション取引の機会の場を提供しております。

非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」においては、取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。また、「H'OURS」に含まれる不動産取引保証サービスについては、別個の履行義務として識別し、顧客から受領した対価を契約負債として計上した上で、保証期間にわたり収益を認識しております。また、不動産オークション取引においては、不動産取引の目的である不動

産が安全に買主へ引き渡されることにより履行義務が充足されるものであり、業務完了時点で収益を認識しております。

ハ. 建築ソリューション事業

連結子会社の株式会社中央グループにおいて、建築事業者に対し建築の申請から各種申請用図面の作成、検査・アフターフォローまでワンストップでトータルサポートを行う住宅建築支援ツール「ARCHITECT RAIL（アーキテクト・レール）」の提供を行うとともに、測量、建築設計等の専門サービスを提供しております。建築ソリューション事業は、これらの業務を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。

二. 士業ソリューション事業

連結子会社の株式会社サムポローニアにおいて、主に登記申請に関連する分野における、オンライン申請機能や情報管理機能など多様な機能を有する「サムポローニアシリーズ」を通じて、士業へ情報機器やライセンス等の販売、保守サービスを提供しております。情報機器やライセンス等の販売は、商品を顧客へ引き渡し検収することを履行義務とし、検収完了時点で収益を認識しております。保守サービスは、一定期間の契約締結を行っており、サービス期間の経過に伴って履行義務が充足されることで収益を認識しており、契約に基づく月額利用料金を基に毎月収益を認識しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

・貸倒引当金

(1) 連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 100,993千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社グループは、債権の全部又は一部が回収できなくなること等により損失を被るリスクが存在するため、当該損失の発生に備えるため、貸倒懸念債権については、財務内容評価法により個別債権毎に回収可能価額を見積り、個別債権から回収可能価額を減額し、その残額を貸倒引当金として計上しております。

② 主要な仮定

当社グループの貸倒引当金は、債権の回収状況、取引先の財政状態及び外部環境等に基づく回収不能見込額を含めて算定しております。また、入手可能な情報により個別の収益獲得能力等を評価し、総合的に判断して債権の回収不能見込額を見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性が高く、当初の見積りに用いた主要な仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

・偶発債務

保証債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

| | 当連結会計年度末 (2026年2月28日) |
|---------|--------------------------|
| 保証極度相当額 | 716,905,939千円 |

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年（保証期間）の、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を利用した不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証サービスは、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避のための事態収拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。

また、当保証サービスは、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額716,905,939千円のうち533,323,667千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額は183,582,271千円となります。

なお、当保証サービスは、当社の非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を利用した取引を対象としていますが、①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっており、過去、事故が発生した案件はございません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 45,950,238株 | －株 | －株 | 45,950,238株 |

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 2,318,801株 | 80,239株 | －株 | 2,399,040株 |

(注) 自己株式の株式数の増加80,239株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力 発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|----------------|----------------|
| 2025年5月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 261,788 | 6.00 | 2025年 2月28日 | 2025年 5月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年5月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力 発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-------|------------------|----------------|----------------|
| 2026年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 261,307 | 利益剰余金 | 6.00 | 2026年 2月28日 | 2026年 5月29日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|----------------|---------|---------|
| ① 売掛金 | 638,942 | | |
| 貸倒引当金 | △100,955 | | |
| 差額 | 537,987 | 537,987 | — |
| ② 投資有価証券 | 15,661 | 15,661 | — |
| ③ 差入保証金 | 194,334 | 162,158 | △32,176 |
| ④ 長期貸付金 | 57,668 | 54,491 | △3,177 |
| 資産計 | 805,651 | 770,298 | △35,353 |
| ⑤ リース債務計 | 154,812 | 139,692 | △15,119 |
| 負債計 | 154,812 | 139,692 | △15,119 |

- ※1. 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- ※2. 現金及び預金、買掛金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※3. 投資有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-2項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託を含めております。
- ※4. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24-16項に定める取扱いを適用し、②投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は153,708千円であります。
- ※5. 差入保証金のうち返還予定が合理的に見積もれないものについては、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当連結会計年度 (千円) |
|-------|--------------|
| 差入保証金 | 15,225 |

- ※6. 1年以内に期限が到来するリース債務を含めて表示しております。

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 2,642,156 | — | — | — |

| | | | | |
|-------|-----------|--------|---------|--------|
| 売掛金 | 638,942 | — | — | — |
| 差入保証金 | — | — | 153,940 | 40,394 |
| 長期貸付金 | 2,320 | 10,578 | 14,346 | 30,423 |
| 合計 | 3,283,419 | 10,578 | 168,286 | 70,817 |

※差入保証金のうち返還予定が合理的に見積もれないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含めておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は15,661千円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 162,158 | — | 162,158 |
| 長期貸付金 | — | 54,491 | — | 54,491 |
| 資産計 | — | 216,649 | — | 216,649 |
| リース債務 | — | 139,692 | — | 139,692 |
| 負債計 | — | 139,692 | — | 139,692 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
差入保証金

差入保証金の時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に期限が到来するリース債務を含めて表示しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | | | 調整額 (注) | 合計 |
|-----------------------|---------------|----------------|---------------|---------------|-----------|------------|-----------|
| | 金融 ソリューション | 不動産 ソリューション | 建築 ソリューション | 士業 ソリューション | 計 | | |
| 各種システム支援 サービス等 | 1,032,879 | - | - | 1,019,714 | 2,052,594 | - | 2,052,594 |
| 非対面決済サービス [H'OURS] | - | 216,103 | - | - | 216,103 | - | 216,103 |
| 業務受託サービス | 686,913 | 294,075 | 1,281,689 | - | 2,262,678 | - | 2,262,678 |
| 不動産オークション 事業 | - | 312,111 | - | - | 312,111 | - | 312,111 |
| その他 | 226,740 | 500 | - | - | 227,240 | 7,412 | 234,652 |
| 顧客との契約から 生じる収益 | 1,946,534 | 822,789 | 1,281,689 | 1,019,714 | 5,070,728 | 7,412 | 5,078,141 |
| その他の収益 | - | - | - | - | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 1,946,534 | 822,789 | 1,281,689 | 1,019,714 | 5,070,728 | 7,412 | 5,078,141 |

(注) 「調整欄」の区分は、事業セグメントに帰属しない本社の収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項
⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた契約負債の残高等

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりです。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 | |
|------|---------|---------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 契約負債 | 263,889 | 262,758 |

連結貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、151,969千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|------|---------|
| 1年以内 | 153,750 |
| 1年超 | 109,007 |
| 合計 | 262,758 |

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 79円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4円35銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|--------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-------------|-----------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合 計 |
| | | | | 投資損失 準備金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 676,677 | 691,677 | 99,840 | 791,517 | 29,413 | 1,470,460 | 1,499,873 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △261,788 | △261,788 |
| 投資損失準備金の 積 立 | | | | | 91,084 | △91,084 | － |
| 投資損失準備金の 取 | | | | | △95,955 | 95,955 | － |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 136,505 | 136,505 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | － | － | △4,871 | △120,412 | △125,283 |
| 当 期 末 残 高 | 676,677 | 691,677 | 99,840 | 791,517 | 24,542 | 1,350,048 | 1,374,590 |

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算 差 額 等 | 新株予約権 | 純 資 産 計 合 計 |
|--------------------------|----------|-------------|------------------|--------|----------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合 計 | その他有価証 券評価差額金 | | |
| 当 期 首 残 高 | △548,271 | 2,419,797 | 4,548 | － | 2,424,346 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △261,788 | | | △261,788 |
| 投資損失準備金の 積 立 | | － | | | － |
| 投資損失準備金の 取 | | － | | | － |
| 当 期 純 利 益 | | 136,505 | | | 136,505 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | △3,638 | 18,570 | 14,931 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | △125,283 | △3,638 | 18,570 | △110,351 |
| 当 期 末 残 高 | △548,271 | 2,294,514 | 909 | 18,570 | 2,313,994 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- ③ 投資損失引当金 子会社等への投資に係る損失に備えて、財政状態並びに将来の回復見込等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

イ. 金融ソリューション事業

主に金融機関に対し、住宅ローンに係る事務及び相続手続きの利便性、安全性及び業務の効率化に寄与する各種サービスを提供しており、これらの業務を提供することを履行義務とし、業務完了時点で収益を認識しております。

また、取引関係者に対し不動産取引に係る受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資するクラウドシステム「EPS(EAJ Platform System)」を通じてサービスを提供しており、業務に関する受発注管理、進捗管理及び品質管理等に資する役務を提供することを履行義務とし、業務完了時点で収益を認識しております。

ロ. 不動産ソリューション事業

主に不動産事業者に対し、不動産取引の非対面決済サービス「H'OURS」を提供する等取引の利便性、安全性及び業務の効率化のための各種サービスを提供しております。

非対面決済サービス「H'OURS (アワーズ)」においては、取引関係者が非対面にて不動産取引決済を完結できるパッケージサービス「H'OURS」を提供することを履行義務としており、業務完了時点で収益を認識しております。また、「H'OURS」に含まれる不動産取引保証サービスについては、別個の履行義務として識別し、顧客から受領した対価を契約負債として計上した上で、保証期間にわたり

収益を認識しております。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

・貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 68,516千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 204,737千円 |
| 長期金銭債権 | 1,440千円 |
| 短期金銭債務 | 45,034千円 |
| 長期金銭債務 | 47,963千円 |

- (2) 代表取締役に対する金銭債権又は金銭債務

| | |
|--------|----------|
| 短期金銭債務 | 2,320千円 |
| 長期金銭債務 | 55,348千円 |

- (3) 偶発債務

不動産取引保証サービスに係る保証極度額は次のとおりであります。

| | |
|---------|------------------------|
| | 当事業年度末 (2026年2月28日) |
| 保証極度相当額 | 716,905,939千円 |

保証極度相当額は、当社が実際に関与する過去3ケ年（保証期間）の、非対面決済サービス「H'OURS（アワーズ）」を利用した不動産取引の取引総額の残高から契約に定める損害賠償の上限額を超過する金額を除外して記載しております。当保証サービスは、司法書士及び売主に起因する事故が発生した際、損害回避

のための事態收拾を行った上で、その結果発生した買主の実損額を一時的に保証するものです。保証人である当社は債務について最終的な責任を負うものではないため、主たる債務者に対して求償できる求償権を保有しています。

また、当保証サービスは、当社加入のE&O保険の適用対象業務となっておりますので、保証極度相当額716,905,939千円のうち533,323,667千円は第三者の保険会社により保証されており、保険により補填されない額は183,582,271千円となります。

なお、当保証サービスは、当社の非対面決済サービス「HOURS（アワーズ）」を利用した取引を対象としていますが、①取引対象となる不動産の登記情報に係る所有権調査を行うこと、②当社指定の信託会社を利用することで信託財産として分別管理すること、③取引の対象物件に係る手続が安全かつ円滑に行われるように当社が事務に関与すること等により、事故の発生確率は極めて低いものとなっており、過去、事故が発生した案件はございません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

673,444千円

仕入高

206,697千円

営業取引以外の取引高

446千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|------------|---------|---------|------------|
| 普通株式 | 2,318,801株 | 80,239株 | －株 | 2,399,040株 |

(注) 自己株式の株式数の増加80,239株は、譲渡制限付株式報酬の地位喪失に係る無償取得による増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 2,472千円 |
| 賞与引当金 | 16,080千円 |
| 減損損失 | 43千円 |
| 資産除去債務 | 15,900千円 |
| 貸倒引当金 | 21,746千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 849千円 |
| その他 | 28,797千円 |
| 繰延税金資産小計 | 85,890千円 |
| 評価性引当額 | △1,205千円 |
| 繰延税金資産合計 | 84,685千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △365千円 |
| 投資損失準備金 | △10,831千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △8,951千円 |
| その他 | △52千円 |
| 繰延税金負債合計 | △20,199千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 64,485千円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-----------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------|--------------|-------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社 サムポローニア | 所有 直接100% | 資金の貸付 役員の兼任 システムの購 入 | 貸付金の回収 (注1) | 36,015 | 一年以内 貸付金 | 36,123 |
| | | | | 利息の受取 | 439 | 長期貸付金 | 90,784 |
| | | | | システムの購 入(注2) | 37,170 | ソフトウェア | 31,354 |
| 子会社 | 株式会社 NewDeal | 所有 直接100% | 金銭配当の受取 システムの提供 役員の兼任 | システムの提 供(注3) | 526,698 | 売掛金 | 146,157 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. システムの購入については、市場の実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
3. システムの提供については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上、合理的に決定されております。

(2) 役員及び個人主要株主

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合(%) | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|----------------|---------------------------|----------------|--------------|-------|--------------|
| 役員 | 成宮 正一郎 | 当社の 代表取締役社長 | 0.95% | 資金の貸付 (注) 1 | 58,500 | 長期貸付金 | 57,668 |

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 資金の貸付についての返済条件は個別契約により期間を設定しており、金利については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。なお、貸付金により取得した株式一切を担保としております。また、期末残高には1年以内貸付金及び長期貸付金を含めて記載しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 52円71銭
- (2) 1株当たり当期純利益 3円13銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。